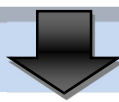


給 与 所 得 控 除 の 改 正

- 給与所得控除を 10 万円引き下げ
- 控除額の上限が適用される給与等の収入額を 1000 万円から 850 万円に、上限額を 220 万円から 195 万円に引き下げ



改正後

給与等の収入金額	給与所得金額	
550,999円まで	0 円	
551,000円から1,618,999円	「給与等の収入金額-550,000円」で求めた金額	
1,619,000円から1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円から1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円から1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円から1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円から1,799,999円	給与等の収入金額を「4」で割って 千円未満を切り捨てる (算出金額：A)	「 $A \times 2.4 + 100,000$ 円」で求めた金額
1,800,000円から3,599,999円		「 $A \times 2.8 - 80,000$ 円」で求めた金額
3,600,000円から6,599,999円		「 $A \times 3.2 - 440,000$ 円」で求めた金額
6,600,000円から8,499,999円	「給与等の収入金額 \times 0.9 - 1,100,000円」で求めた金額	
※8,500,000円以上	「給与等の収入金額 - 1,950,000円」で求めた金額	

※給与等の収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(4)のいずれかに要件を満たす場合は、次の所得金額調整控除を給与所得金額から差し引く

- (1) 特別障害者に該当する
- (2) 22歳以下の扶養親族を有する
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者を有する
- (4) 特別障害者である扶養親族を有する



◆ 所得金額調整控除 = (給与等の収入金額 - 850万円) \times 0.1

なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円

改正前

給与等の収入金額	給与所得金額	
650,999円まで	0 円	
651,000円から1,618,999円	「給与等の収入金額-650,000円」で求めた金額	
1,619,000円から1,619,999円	969,000円	
1,620,000円から1,621,999円	970,000円	
1,622,000円から1,623,999円	972,000円	
1,624,000円から1,627,999円	974,000円	
1,628,000円から1,799,999円	給与等の収入金額を「4」で割って 千円未満を切り捨てる (算出金額：A)	「 $A \times 2.4$ 」で求めた金額
1,800,000円から3,599,999円		「 $A \times 2.8 - 180,000$ 円」で求めた金額
3,600,000円から6,599,999円		「 $A \times 3.2 - 540,000$ 円」で求めた金額
6,600,000円から8,499,999円	「給与等の収入金額 \times 0.9 - 1,200,000円」で求めた金額	
8,500,000円から9,999,999円	「給与等の収入金額 \times 0.95 - 1,700,000円」で求めた金額	
10,000,000円以上	「給与等の収入金額 - 2,200,000円」で求めた金額	